

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の用途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税が1.7%から2.2%に改められました。この地方消費税のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。令和3年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は6億455万5千円でした。令和3年度の用途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	令和3年度決算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	316,958	78,876	46,361
障がい福祉サービス事業	1,476,530	373,560	219,569
在宅介護用品助成事業	23,640	11,640	6,842
放課後児童健全育成事業	131,226	48,628	28,582
特定教育施設・保育施設入所事務	833,114	25,885	15,215
私立保育園等運営事業補助	93,430	76,930	45,217
公立保育園運営事業	331,788	263,657	154,970
予防接種事業	119,749	113,908	66,952
がん検診事業	32,765	27,380	16,093
私立幼稚園等運営事業補助	8,088	8,088	4,754
その他社会保障関係事業	6,135,458	3,329,427	0
計	9,502,746	4,357,979	604,555

※地方消費税(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分している。